

令和4年9月30日
社会福祉法人 和習会
理事長 吉田 久子

入札説明書

社会福祉法人和習会の発注する『特別養護老人ホーム 習志野台みゆき苑 大規模修繕工事』について、下記の通り一般競争入札を公示します。

記

1. 入札対象工事概要

- (1) 工事名称 習志野台みゆき苑 大規模修繕工事
- (2) 工事場所 千葉県船橋市習志野台 4-46-7
- (3) 工事種別 大規模修繕工事
- (4) 工事内容 温水機更新、及び照明設備更新にかかる工事一式
- (5) 工事期間 令和4年11月1日から令和4年12月30日

2. 入札方法

- (1) 入札方法 一般競争入札
- (2) 入札予定価格 (非公開)
- (3) 最低制限価格 有 (非公開)
- (4) 入札保証金 無 (免除)

3. 入札参加資格

この入札に参加する者に必要な資格は、本公示日現在、次の各項を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく船橋市の入札参加制限を受けていない者であること。
- (2) 船橋市の指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 船橋市一般（指名）競争入札参加業者資格者名簿に登録されていること。
- (4) 高齢者施設等で工事実績があること。
- (5) 上記(1)～(5)の要件を満たし、かつ、この事業の公告日から開札日までの間において、次の要件のいずれにも該当しない者であること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過していない者、又はこの事業の開札日の前6か月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出した者

イ 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続き開始の決定がされていない者

ウ 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続き開

始決定がされていない者

エ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配している業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者

オ 実施法人（社会福祉法人和習会）の代表者、役員又はこれらの親族が役員をしているなど、実施法人と特別な関係を有していないこと

(6) 施工後のメンテナンスを考慮し、工事場所から車で30分以内に拠点がある者で常勤サービスマンが10人以上勤務している者

4. 設計図書の配布

(1) 参加資格が有と確認された業者には、設計図書等『入札説明書、入札書等書式、図面・仕様書』を郵送にて配布する。

(2) 配布した図面・仕様書は入札日に持参し、返却するものとする。

又辞退した場合には、郵送にて返却するものとする。

5. 入札日程等

(1) 公 告 日 令和4年9月30日

(2) 設計図書等配布日 令和4年9月30日

(3) 質疑書提出日 令和4年10月7日

(4) 質疑回答日 令和4年10月7日

(5) 入 札 日 令和4年10月27日

6. 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とする。

(2) 予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいなかった場合は、再度入札を実施する。なお、初度入札でして最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。（入札は3回まで実施するものとする）

(3) 上記(2)によっても落札者がいない場合は、次の①及び②の場合に限り、下記3条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする。

① 最低価格で入札した者に随意契約の意思がある場合(最低価格で入札した者に随意契約の意思がない場合は順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。)

② 再度入札において、入札に応じる者が1者のみとなった場合。

1 条件：交渉過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと

2 条件：入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと

3 条件：契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること

- (4) 落札者とすべき同額の入札をしたものが2以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとする。

7. 入札にあたっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 工事契約に必要な金額の総額を、契約希望金額とすること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札に記載すること。
- (4) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。（社印、担当長印捺印）
- (5) 入札回数は3回とする。
- (6) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号、以下『独占禁止法』という。)等に抵触する行為を行わないこと。
- (7) 下記の各事項に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格の無い者がした入札
 - ② 郵便、電報、電話及び、ファクシミリにより入札書を提出した者がした入札
 - ③ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ④ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑤ 船橋市の建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていることが判明した入札
 - ⑥ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑦ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア. 入札書の押印がないもの
 - イ. 記載事項を訂正した場合においては、その個所に押印のないもの
 - ウ. 押印された印影が明らかでないもの
 - エ. 記載すべき事項の記入ないもの、又は記入した事項が明らかでないもの
 - オ. 代理人で委任状を提出していない者がしたもの
 - カ. 他人の代理を兼ねた者がしたもの
 - キ. 2以上の入札書を提出した者、又は2以上の者の代理をした者がしたもの
 - ⑧ 前事項目に定めるもののほか、その他公示に示す事項に反した者がした入札
- (8) その他
 - ① 公正な入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札執行しないことがあること
 - ② 一度提出した入札書の書き換え、引き換えは撤回することはできないこと
 - ③ 入札は当法人の理事、監事及び、評議員の立ち合いによるものとする

8. 契約方法

- (1) 契約保証金の徴収は免除する。
- (2) 工事履行保証措置は、工事履行保証金(工事請負の10分の1以上の金額を補償)によることとし、工事完成保証人は採用しないこと。
- (3) 契約の履行については、発注者の指示に従うこと。
- (4) 消費税の免税事業は、事前に証する書面を届け出ること。

8. その他

本入札についての問い合わせ先は、下記のとおり。

〒274-0063

千葉県船橋市習志野台4丁目46番7号

社会福祉法人 和習会 (担当 田中)

電話 047-461-3294

FAX 047-461-3295

以上